

【公開資料】

第7回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月26日（金曜日）午後3時20分から3時40分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席7名／定数9名）
- | | | | |
|-------------|------|-------|------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 永坂邦男 | 山中力四郎 | 市古昭子 |
| | 黒田実 | 長谷部実 | 藤浦利吉 |
| | 近藤正孝 | 金子さか江 | 三島孝二 |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 石川清勝 | 藤関弘之 | 新美康弘 |
| | 加藤浩孝 | 下島良一 | 杉浦孝明 |
| | 磯貝孝弘 | | |
| 4. 欠席委員 | 原田孝司 | 永井是充 | 金原節子 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (30件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	1件
議案第3号 農用地利用集積計画の件	27件

(2) 報告事項について (24件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	1件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	16件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件	3件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件	2件
報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件	2件

6. 事務局・説明員

局 長	生田 和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子	主 事	片山大輔		

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第7回 碧南市農業委員会」を開会します。
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。5番委員と14番委員、16番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員10名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していただきますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、6番委員、7番委員にお願いします。

会長 次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。
受付番号410番〇〇町〇丁目〇番、田、〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地□□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。
対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地の畑が〇〇㎡、借入地の畑が▲▲㎡の合計×××㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴35年の▲▲さんと、70年の父、60年の母、20年の妻の計4名です。
通作距離は、車で6分となっております。
第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんが300日、父と母が100日、妻が250日です。
第6号関係の、地域との調和要件ですが、申請地周辺の農業の担い手と農作業の時期や農薬散布の方法等についてよく相談し、農業を通じて交流していきますので、周辺の農地に悪影響を及ぼすことはありません、とのことでした。
以上のように、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
令和6年1月10日に、大浜地区の6番委員、7番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、29ページにあります。

申請地は道路に接していませんが、北側及び南西側の隣地を譲受人が所有しており、その部分で道路に接しています。

受付番号4 1 1 番〇〇町〇丁目〇番畑〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地 □□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、◎◎◎◎円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地の畑が××㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴50年の▲▲さんと、30年の妻、2年の子の計3名です。

通作距離は、車で5分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんが250日、妻と子が50日です。

第6号関係の、地域との調和要件ですが、周辺地域の取り決めを遵守し、耕作を行いますので、周辺の農地に悪影響を及ぼさないよう努力します、とのことでした。

以上の様に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

1月9日に、旭地区の3番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、30ページにあります。

なお、対価が◎◎円であることについて譲受人へ聞き取りしたところ、譲渡人は従兄弟の関係にあたり、双方の親の代から申請地の実質的な管理は譲受人側が行っていたことから、協議のうえ◎◎で譲り受けることにしたとのことでした。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、受付番号4 1 0 番についてです。6番委員をお願いします。

6番委員 畑の両サイドを▲▲▲さんがやられている土地でおこされていたので問題ないかと思
います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

次に7番委員をお願いします。

7番委員 現場を見させていただきましたが問題ないかと思
います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

続いて受付番号4 1 1 番についてです。3番委員をお願いします。

3番委員 作付けもしっかりやられていたので問題ないかと思
います。以上です。

会 長 ありがとうございます。次に13番委員をお願いします。

13番委員 いろんなものが作られていてきれいに管理されているので問題ないかと思
います。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第2号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件」を議題としま

事務局 す。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
2ページをお開きください。
議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件についてです。
受付番号412番
被相続人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、□□さん。令和5年8月28日死亡です。
相続人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、△△さん、被相続人との続柄は子です。
願い出地は、××町×丁目××番×、畑、▲▲㎡、
□□町□丁目□番□、畑、■ ■㎡、
▽▽町▽丁目▽▽番、畑、▼▼㎡、
××町×丁目×番、畑、◎◎㎡、
△△町△丁目△番、畑、▲▲㎡、
□□町□丁目□番□、畑、◎◎㎡、
■ ■町■丁目■番、畑、××㎡、
▽▽町▽丁目▽▽番、畑、▼▼㎡、
〇〇町〇丁目〇〇番地、畑、◎◎㎡、
▼▼町▼丁目▼番、田、■ ■㎡、
△△町△丁目△番、畑、△△㎡、
〇〇町〇丁目〇番、畑、××㎡です。
事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き農業経営する意思があることを確認しております。
令和6年1月10日に、大浜地区の6番委員、7番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、31ページから35ページにあります。

会 長 ありがとうございます。
只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
まず6番委員をお願いします。

6番委員 畑はすべて収穫した後でした。田んぼもすべておこしてありましたので問題ないかと思

会 長 次に、7番委員をお願いします。

7番委員 6番委員の言われた通り問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。

- 審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
- 9番委員の案件を先決します。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 9番委員関連の議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、9番委員関連の議案第2号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 4ページをお開きください。
- 議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。
- こちらは、一覧表にて説明します。
- 相対による貸借権設定が、合計件数27件、合計面積45,616㎡です。内訳は、田1,531㎡、畑44,085㎡です。
- 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- 第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
- イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
 - ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。
- の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
- 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
- 3番委員の案件を先決します。
- 会 長 3番委員の案件は、受付番号436番です。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 3番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、3番委員関連の受付番号436番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 続きまして6番委員の案件を先決します。
- 6番委員の案件は、受付番号421番です。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号421番は、原案のとおり決定し

ました。

それでは、先決2件を除く25件について、質疑に入ります。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場
会 長
会 長

(「異議無し」の声)

異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 16件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 3件

追加報告

報告第4号 生産緑地あつせん願の件 2件

報告第5号 生産緑地あつせん不成立の件 2件

合計24件、一括報告してください。

事務局
会 長

(報告)

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

会 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会 長

無いようですので以上をもちまして、第7回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後3時40分閉会～